

## 規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
規制の名称	障害者虐待の防止に係る措置等の義務付け
規制の区分	新設
担当部局	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
評価実施時期	令和4年9月
規制の目的、内容及び必要性	現在のところ、医療機関は障害者虐待防止法に基づく通報義務の対象とされていないが、精神科医療機関においては、とりわけ入院の対象が精神障害者であり、障害者の権利擁護を図ることが重要であること等から、虐待防止の取組をより一層推進することが求められている。このため、精神科病院において、虐待を起こさない組織風土の構築を一層推進するとともに、仮に虐待が発生した場合においても、早期発見や再発防止を図る必要がある。このため、精神科病院の管理者に対する虐待防止措置の実施の義務付け、虐待を発見した者に対する通報の義務付け、通報等を理由とする不利益取扱いの禁止等の規定を設けることとする。また、厚生労働大臣又は都道府県知事は、虐待が発生した場合又は適切な措置を講じていない場合、当該精神科病院の管理者に対し、業務改善を命令することができることとする。
直接的な費用の把握	精神科病院の管理者は、従事者等に対する研修の実施や普及啓発、相談体制の整備等、虐待防止のために必要な措置を講ずることとされており、それらに付随する事務経費が発生する。 また、精神科病院の管理者は、行政機関による改善命令等に従う必要があるが、これらは適切に虐待防止措置を採り、虐待を未然に防ぐためのものであり、精神科病院の管理者が適切に医療を提供する場合には金銭的負担は生じない。 行政機関は、法律に規定する通報及び届出の受理や必要に応じた業務制限・停止命令を行うこととなり、届出等を確認する際の事務費用等が発生する。
直接的な効果(便益)の把握	既に各精神科病院で行われている虐待防止措置に加え、管理者のリーダーシップのもと、虐待行為の発生防止、早期発見、再犯防止に向けた取組を組織全体で推進することにより、より良質な精神科医療を提供することにつながる。 また、通報の義務付けや行政機関による改善命令等を規定することにより、虐待防止措置に実効性が担保されるようになり、障害者の権利擁護がより一層進展すると考えられる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	想定されない。
費用と効果(便益)の把握	精神科病院の管理者が従事者等に対する研修の実施や普及啓発、相談体制の整備等、虐待防止のために講じた措置に付随する事務経費や、行政機関が法律に規定する通報及び届出の受理や必要に応じた業務制限・停止命令を行うことに付随する事務費用等は発生するが、管理者のリーダーシップのもと、虐待行為の発生防止、早期発見、再犯防止に向けた取組を組織全体で推進することにより、より良質な精神科医療を提供することにつながることに加え、通報の義務付けや行政機関による改善命令等を規定することにより、虐待防止措置の実効性が担保され、障害者の権利擁護がより一層進展することから、本規制の内容は適当と判断する。

代替案との比較	代替案としては、虐待防止措置の実施、虐待の通報、通報等を理由とする不利益取扱いの禁止等を努力義務として規定すること、また、厚生労働大臣又は都道府県は、虐待が発生した場合又は適切な措置を講じていない場合、当該精神科病院の管理者に対し、業務改善を勧奨することができることとすることが考えられる。この場合、努力義務の遵守が各精神科病院の管理者にゆだねられることとなり、取組の実施に精神科病院間で差が生じ、その効果が限定されるおそれがある。
その他の関連事項	該当なし。
事後評価の実施時期等	この法律の施行後5年を目途として、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。